5　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の重油の製造者又は販売業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とそれぞれみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

3　前項の規定により石油石炭税法第二十三条（第一項第二号及び第四号を除く。）の規定が準用される前項の方法により購入された重油を同項の用途に供する者は、同条第一項第一号に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第五号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の六の二第五項中「、第二十三条」を「及び第二十三条」に改め、「、第二十六条（第一号及び第二号並びに第四号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十七条第一項」を削り、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　前項の規定により石油石炭税法第二十一条及び第二十三条（第一項第二号及び第四号並びに第三項を除く。）の規定が準用される前項の石油アスファルト等製造業者（同項の規定により準用される同法第二十二条（第一号を除く。）の規定により記帳の義務を承継する者を含む。）は、同法第二十一条に規定する者とみなして、同法第二十五条（第一号から第四号まで及び第六号中同法第二十三条第一項第二号に係る部分を除く。）及び第二十六条第一項の規定を適用する。

第九十条の七第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「十万円以下の罰金又は科料」を「一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金」に改め、同項第一号中「第九十条の四の二第三項」を「第九十条の四第四項」を「第九十条の四第六項」に改め、同項第二号中「第九十条の四の二第三項」を「第九十条の四の二第四項」に改め、同項第三号中「第九十条の四の三第三項」を「第九十条の四の三第四項」に改め、同項第四号中「第九十条の六第四項」を「第九十条の六第六項」に改め、同項に次の一号を加える。

六　前条第三項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第九十条の七第四項を削り、同条第五項中「、第三項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第九十条の八第一項中「旅客の」を削る。

第九十条の十第一項中「、届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」」を「若しくは「届出軽自動車」若しくは「車両番号の指定」」に改める。

第九十条の十一の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（自動車重量税率の特例）」を付し、同条第一項中「昭和五十一年五月一日から平成三十年四月三十日までの間」を「平成二十二年四月一日以後」に改め、「車両番号の指定」の下に「（自動車重量税法第二条第一項第三号に規定する車両番号の指定をいう。）」を、「受ける検査自動車」の下に「（第九十条の十二第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）」を加え、「、自動車重量税法」を「、同法」に改め、「かかわらず」の下に「、当分の間」を加え、同項第一号イ中「五千百円」を「四千八百円」に改め、同号ロ中「五千六百円」を「五千四百円」に、「三千二百円」を「三千二百円」に改め、同号ハ中「二千八百円」を「二千七百円」に、「千七百円」を「千六百円」に改め、同号ニ中「八千四百円」を「八千百円」に、「四千五百円」を「四千三百円」に改め、同項第二号イ中「一万八千九百円」を「一万五千円」に、「一万三千二百円」を「一万千四百円」に、「七千五百円」を「六千六百円」に改め、同号ロ中「一万二千六百円」を「一万円」に、「八千八百円」を「七千六百円」に、「五千円」を「四千四百円」に改め、同号ハ中「六千三百円」を「五千円」に、「四千四百円」を「三千八百円」に、「二千五百円」を「二千二百円」に改め、同号ニ中「一万三千二百円」を「一万千三百円」に、「六千三百円」を「五千五百円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九十条の十一の二　平成二十二年四月一日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車のうち、初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による登録又は同法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた日の属する月から起算して十八年を経過する月（軽自動車その他の政令で定める検査自動車については、政令で定める月）の初日以後に自動車検査証の交付等を受ける検査自動車（次条第一項各号に掲げる検査自動車を除く。）に係る自動車重量税の税額は、自動車重量税法第七条第一項及び前条第一項の規定にかかわらず、当分の間、次に掲げる自動車の区分に応じ、一両につき、次に掲げる税率により計算した金額（道路運送車両法第六十三条に規定する臨時検査に係る自動車にあつては、当該金額に〇・五を乗じて得た金額）とする。

一　道路運送法第二条第二項に規定する自動車運送事業又は貨物利用運送事業法第二条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業を経営する者がこれらの事業の用に供する自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　(2)及び(3)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　五千六百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに五千六百円

(2)　軽自動車　五千六百円

(3)　二輪の小型自動車　三千四百円

ロ　イに掲げる自動車以外の自動車

(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　二千八百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに二千八百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　二千八百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに二千八百円

(3)　軽自動車　二千八百円

(4)　二輪の小型自動車　千七百円

二　イに掲げる自動車以外の自動車

前号に掲げる自動車以外の自動車

イ　自動車検査証の有効期間が二年と定められている自動車（道路運送車両法第六十一条第三項の規定により自動車検査証の有効期間が短縮される自動車を除く。）

(1)　乗用自動車（(3)及び(4)に掲げる自動車を除く。）

(i)　車両重量が〇・五トン以下のもの　一万二千六百円

(ii)　車両重量が〇・五トンを超えるもの　車両重量〇・五トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(2)　(1)、(3)及び(4)に掲げる自動車以外の自動車

(i)　車両総重量が一トン以下のもの　一万二千六百円

(ii)　車両総重量が一トンを超えるもの　車両総重量一トン又はその端数ごとに一万二千六百円

(3)　軽自動車　八千八百円

(4)　二輪の小型自動車　五千円